WestlawJapan 法令あらまし

◎ 暗号資産交換業者への準用等

【法令名】

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和 4 年 4 月 20 日 特別号外第 45 号 2 ページ
【法令番号】	令和 4 年 4 月 20 日 法律第 28 号
【管轄省庁】	財務省
【施行期日】	公布の日から起算して 20 日を経過した日〔令和 4 年 5 月 10 日〕から施行
	※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	1 「暗号資産」について定義規定を設けることとした。(第6条関係)
	2 暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の支払等が、許可を受ける義務が課さ
	れた支払等に該当しないか等を確認する義務を課すこととした。(第 17 条の 4 関係)
	3 暗号資産交換業者が顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合において、当該顧客の本人確認義務を課すこととした。
	(第 18 条の 6 関係)
	4 一定の暗号資産に関する取引を資本取引とみなして、外国為替及び外国貿易法の規定を適用することとした。
	(第 20 条の 2 関係)
	5 暗号資産交換業者が顧客等との間で資本取引に係る契約締結等行為を行う場合において、当該顧客等の本人確認義務を課すこ
	ととした。(第 22 条の 2 関係)
	6 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を媒介、取次ぎ又は代理する暗号資産交換業者の報告に係る規定を整備することと
	した。(第 55 条の 3 関係)
【改正される法令】	・外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)
	・資金決済法等一部改正法